

海砂採取全面禁止をめざして

環境庁へ瀬戸内海全域での海砂採取全面禁止を要望

海砂採取全面禁止を

瀬戸内海沿岸住民3団体
環境庁に要望書提出

瀬戸内海の自然保護に取り組み沿岸の住民団体三グループが二十八日、東京・霞が関の環境庁を訪れ、瀬戸内海海域の海砂採取の全面禁止を求める川口順子環境庁長官あての要望書を提出した。

要望したのは、ブルート

ット(事務局・岡山市)、

瀬戸内海海砂採取全面禁止

同盟会(同・竹原市)、環

瀬戸内海会議(同・松山市)

のメンバー六人。環境庁の

瀬戸内海環境保全審議会が策定している環境保全のため基本計画改定案が近くまとまるため、同案に海砂採取対策への強い姿勢を反映させてもらうのが狙い。瀬戸内海海砂採取全面禁止同盟会の吉田徳成世話人が「広島県は採取を禁止したものの、海はつながっており、他県が魚の産卵場所となる海砂の採取を続けられ



河合総括政務次官(右端)に要望書を手渡す瀬戸内海海砂採取全面禁止同盟会の吉田世話人(左)と環境庁

ば、瀬戸内海の生物は死滅する。ぜひ海域内の全面禁止を」と、河合正智総括政務次官に要望書を手渡した。これに対し、河合総括政務次官は「瀬戸内海沿岸から大勢の方が要望にいられた事実をしっかりと受け止め、検討したい」と答えた。瀬戸内海沿岸十一府県のうち、現時点で海砂採取を禁止または採取していない

のは広島など五府県。残る六県のうち岡山県が二〇〇三年度、香川県は〇五年度から採取を禁止する方針。

(山陽新聞 2000年9月29日)

目次

豊島公害調停成立とその後	1・2
豊島の生態調査の報告	3・4
「産廃の島」から「メダカの島」へ(豊島)	5
森から人、人から人へ希望をつなげた日(日の出町)	6
東広島「かけがえのない水と豊かな自然守った」	7・8
第11回総会報告	9・10

<豊島近況報告>

調停成立とその後

香川県議会議員 石井亨

豊島問題とは、いまさというまでもなくわが国最大級の有害廃棄物不法投棄事件です。

2000年6月6日、豊島事件の公害調停が成立しました。調停の成立とは、ここに不法に投棄された有害廃棄物を島から撤去し無害化をはかる筋道を得たということに過ぎません。

豊島の現場から漏れでる有害物質をうまく止められるだろうか。ゴミを持ち出した先で事故無く無害化できるだろうか。そしてそのことを通して第2第3の豊島事件は防ぐことができるだろうか。さらに豊島は「ゴミの島」「毒の島」から「豊かな島」に生まれ変わるであろうか。全てがこれからの実践課題になります。

処理事業の進捗

この調停では、

- 2016年度末までに豊島に放置された不法投棄廃棄物などの撤去を完了すること。
 - そのための処理施設は直島町三菱マテリアル敷地内に建設すること。
 - 廃棄物からの副生物は資源として再利用すること。
 - 住民の理解と協力の下に行うこと。
 - 技術検討委員会の指導の下に行うこと。
- ……等が約束されたのです。

この汚染廃棄物等の処理は、可能な限り公開されながら、調停条項にあるとおり、技術面は技術委員会の協議・指導を受け、さらに住民との協議会で合意を得ながら廃棄物処理を行うことになっています。

これを受けて6月29日には第一回の処理協議会が東京で開かれました。そして暫定的措置分科会と中間処理分科会に分けられ、それぞれの分科会が順次開かれています。

一方で、第一回豊島廃棄物処理協議会が8月8日開催され県との協議も始められました。

豊島のでの工事は、まず北海岸の遮水壁が第1工区として9月29日に着工され、廃棄物の移動などが第2工区として入札を行い、汚水処理施設などの技術的

な協議が(11月現在)行われているところです。しかし、当初から順調な出だしとは言えません。

現地視察の拒否

豊島での廃棄物の処理、そしてそのための技術的な審査、県と住民の協議内容については、これまで可能な限り公開してきました。全ては公開のもとで行うことを基本とし、作業に当たってきたのです。

豊島には、これまで年間に約4000名の視察者が廃棄物の投棄された現場を訪れていますが、調停成立後、これまで以上に増えてきています。工事及び処理の期間をどのように見学者に公開するのかということは、課題であると同時に、今後の他事例の公開の在り方の参考になるもなる重要事項です。

7月26日に開かれた暫定措置分科会で、この問題を取り上げ、「発注仕様書」に視察の在り方を盛り込むのではなく「設計図書」の中に具体的に反映して実践的に対応しようという結論が出されました。これを受けて、8月8日の協議会の席では、設計図書の原図と工程表ができあがった段階で県と住民が具体的な協議を行う日程を定めることが約束されました。

ところが9月14日及び24日に事務的な打ち合わせで、原図も行程表も提示されないまま、着工後7ヶ月程度は一切の視察を認めないという県の考え方が示されたのです。

これに対して、住民側は公開を原則にしてきた考え方に反するばかりか、調停成立後の協議を反故にするものであるとして、県と住民との協議会の開催を求める手続きをとりました。

その結果、香川県は一変して公開を前提として住民との具体的な相談をしたいと申し出てきました。香川県の姿勢は、調停前と全く何も変わっていないと言わざるを得ません。しかも具体的な視察の在り方は未だ未定です。

これまでの行政が行う事業では、住民の意見を聞いたり、公開しながら事業を進めていくという手続きがなく、自分たちの判断が全てであると勘違いしている

のではないかとされます。

この事業は住民参加というシステムでも前例のない事業です。しかし、住民参加と一口で言いますが、行政職員はそれを職業として行い、当該住民は職業以外の部分で県職員との協議に臨みます。このためかなりの負担が住民にかかり、これを実現していくためには大変な労力を必要とします。10月1日には今後の対応のために住民会議の組織改正を行いました。参加し続けるため必要になる十分な労力やシステムを持ち合わせているわけではなく、平成28年度末までの16年間を継続して立ち会う方法を状況に応じて構築していく必要があります。課題だらけの第一歩です。

入札参加企業ゼロ

直島町に建設される予定の中間処理施設は、技術的な検討が終了し、入札手続きとして、まず入札参加資格審査が行われ、次に技術審査を行い、その後価格審査という手順になっていました。この手続きは9月に公告され、10月13日に締め切られました。この入札には、資格審査申し込みが1社ありましたが、技術審査資料の提出はなく、結果として入札参加企業ゼロという事態になりました。

入札の一般論から言えば、入札参加企業がない場合、

入札要件を見直して再入札を行うか、随意契約で事業を実施する方法がとられます。

しかし、必要なことは「何故入札参加企業がなかったか」ということを明らかにすることです。このために各メーカーからの聞き取り調査が行われ、11月1日に技術委員会が開かれます。そして技術委員会での協議の下に次の対策が行われることとなります。ただ、この場合どのようなことがあっても決して技術的な要件を下げることはあってはなりません。注意深く見守っていかねばなりません。

処理事業だけでこのような状態です。豊島事件は、決して終わったわけではなく、まさに始まったばかりであり「汚染からの回復」を目指すには課題が山積しています。

そして豊島そのものの将来についてですが、この25年の歴史を踏まえて「学びの島」として再構築していくことがこれまでに増して重要になって来ました。豊島問題は豊島だけのものではなく、この国が変わっていく転換点でなければなりません。豊島を通して出会った人々が学び変わることを通してしか第2第3の豊島事件は防げないのですから。

(2000年11月1日)



初夏の青空にオリーブの花が映える平成12年6月6日 豊島公害調停が成立 (豊島小学校体育館)

2000.6.6

豊島生態予備調査結果

～豊かな自然の再確認～

ゴミ問題プロジェクト 小西良平

環瀬戸内会議では、豊島の自然の状態、海岸動物の分布や生息状況、陸上の植物の種類・分布、水棲生物・植物の分布状況等を詳細にとらえ、今後の展開を考える基盤づくりとして、昨年春、夏の二回豊島での生態予備調査を行った。

また今回の調査は「豊島は産業廃棄物の不法投棄により汚染された島」というイメージが広がっているが、島全体が汚染されているのではなく、島の一部が汚染されているだけで、美しい自然が依然として残されていることを確認するための調査でもある。

春の植物調査

6月6日アースデイの当日短い時間ではあったが、不法投棄現場近くの海岸で発見したナミキソウの群生をはじめとして、約70種の植物を確認した。

夏の生態調査

8月21,22日の両日、藤岡義隆さんはじめ8名で、浅海生物と植物の二班に分かれて調査した。

海岸の浅海生物調査

調査場所は地元の人との意見交換で次の4カ所とした。

王子ヶ浜:産廃不法投棄現場から最も離れた反対側

の浜。砂浜と転石・岩礁帯。

ドンドロ浜:甲生の南東に伸びる浜。

砂浜と転石・化岩礁帯。

柚ノ浜 :産廃不法投棄現場の南側の浜。

砂浜と転石・化岩礁帯。

北海岸 :産廃不法投棄現場の北側の浜。

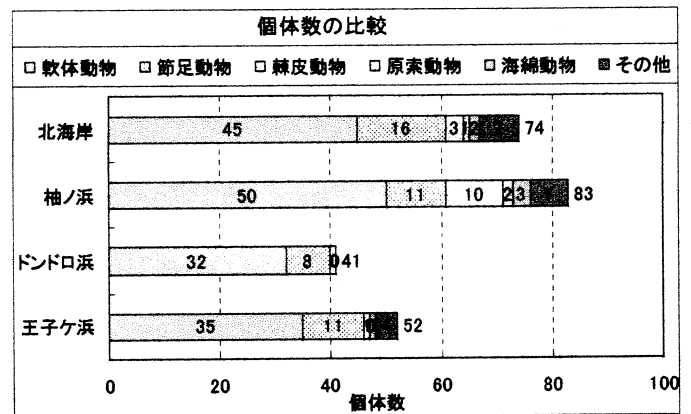
調査方法は潮間帯で調査し、個体数の確認と個体の採取・撮影をした。

また各調査地点でイボニシについて、数個体を採取してオス、メス、メスのイボセックスを調査した。

調査結果

種類	王子ヶ浜	ドンドロ浜	柚ノ浜	北海岸
軟体動物	35	32	50	45
節足動物	11	8	11	16
棘皮動物	1	1	10	3
原索動物	0	0	2	1
海綿動物	1	0	3	2
その他	4	0	7	7
総数	52	41	83	74

ドンドロ浜、柚ノ浜は初日の満潮に向かう中の調査となり十分な調査とならなかったため、確認できた個体数も少なかった。柚ノ浜、北海岸は二日目の干潮時に調査したので多くの個体数が確認できた。



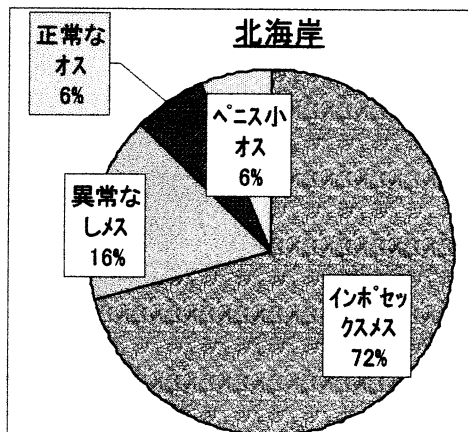
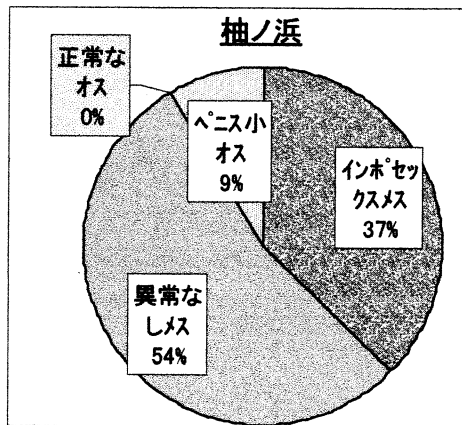
イボニシの異常(インポセックス)

近年瀬戸内海の各地で問題になっているイボニシのインポセックスについて、王子ヶ浜、柚ノ浜、北海岸の3カ所で調査した。

調査結果

場所	インポセックスメス	異常なしメス	正常なおス	ペニス小おス	合計
王子ヶ浜	4	5	0	3	12
柚ノ浜	13	19	0	3	35
北海岸	22	5	2	2	31

今回の調査全体で、30～70%のインポセックスが見つかった。瀬戸内海各地での調査と同じように高率でのインポセックス化が進行していることが確認された。



豊島内で同じ西方向に位置し、南北の位置関係にある柚の浜と北海岸で、インボセックス率に大きな差がでた。

この原因としては、一般的にいわれている「有機スズ化合物」の影響が大きい(北海岸の方が船の通航が多い)と考えられるが、不法投棄現場から北海岸に流出している汚染物質の影響も懸念される。

植物調査

春に調査した産廃不法投棄現場周辺につづき、調査地域を島全体に拡大して調査した。

今回の調査でも、黄色の可憐な花をつけた貴重な植物のハマニガナが硯の浜で発見された。

その他、唐櫃岡の棚田でアカウキクサが生息しているのに驚き、山裾の湿地ではタヌキモ類を確認し、水田・水路ではメダカの多さに感動し、あらためて豊島の自然の豊かさを認識したのである。

まとめと今後の課題

限られた人数と時間の中での予備調査であったが、多くの貴重なデータが得られ、豊島の自然の豊かさを再認識できた。

今後不法投棄された産業廃棄物が直島に運ばれ、焼却溶融処理される。この処理には14年以上の期間を要し、この間豊島での中間処理、直島までの運搬、直島での溶融処理が継続して行われる。処理期間中において処理が正常に進行する保障もなく、正常に行われたとしても周辺地域の環境への負荷は大きく、二次災害を懸念するものである。二次災害を防止する意味でも住民の監視が必要である。したがって、環境への影響を知るためには環境の変化を知らせてくれる指標生物を見つける必要があり、そのためにも継続した調査のできる体制づくりが今後の課題である。

また、生態調査の結果は、豊島の皆さんと環瀬戸内海会議で進めている「未来の森トラスト」の未来の森創りに応用したい。不法投棄された産業廃棄物が処理された跡地に豊島の植生にマッチした森を造り、汚染からの再生を図った豊かな自然を未来に引継たいと考えている。

最後に豊島の生態調査、その他アースデイ等の各行事毎に産廃の投棄現場に立って感じることは、このゴミの殆どが地球の遺産である再生しない資源を使って造られた物質であり、今後の処理でさらに膨大な資源が使用されようとしている。地球には第一次産業から生み出される再生可能な資源もたくさんあり、これらは循環可能な資源でもある。最近何でもリサイクルする事が良とする風潮があるが、紙のリサイクルのように再生可能な資源のリサイクルに再生できない資源を使っているような問題もあるので、本質を見極める能力が必要である。

今後豊島の事例を教訓に、循環型社会(物の移動に資源を極力使用しない地域循環型社会)を目指していきたいと考えています。

香川県豊島

「産廃の島」から「メダカの島」へ

豊島は私たちの問題ネットワーク 市村 康

2000年6月6日、ついに公害調停が成立し、9月27日には産廃現場北海岸で環境保全工事が始まりました。世間には、「豊島はもう終わった。」という見方もあるようですが、現実には処理自体は今後17年も続くわけだし、豊島の再生は今後も私たちの最重要課題であります。私たち豊島ネットでもいろいろと試行錯誤しながらやってきましたが、今年は新たに「メダカ教室」を始めてみました。

在来種のメダカが絶滅の危機にあるという最近のニュースは、私たちにとっても衝撃的でしたが、豊島島内全域の棚田や溜め池には貴重な在来種のメダカが多数生息しており、マスコミなどでの「産廃の島」と言うイメージとは対照的に「メダカの島」と言っても良い自然の豊かさをもまた豊島のもう一つの側面でもあります。そこで今年の8月12日、豊島ネット主催、土庄町及び同町教委後援、さらに大阪自然環境保全協会出前教室の協力を得て「夏休み...豊島メダカ教室」を行いました。豊島小の27人の生徒は、高松・岡山からの島外参加者と一緒に、唐櫃浜の用水路や溜め池で手作りの網やペットボトルを切って作った水槽を各自持ってメダカを追いかけました。参加した豊島小の子供の中には「メダカ博士」と胸を張って言える程島のメダカに詳しい子供もいて、将来、豊島再生を進めて行く上で有望な人材が育ちつつあることを実感しました。9月5日には豊島中学が全校授業として「メダカ教室」を実施、教室で愛知教育大学の岩松先生によるメダカの講義を聴いた後、島内全集落の用水路や溜め池で調査を行いました。豊島中学は独自に島内のメダカの調査を続け、その成果を同校のホームページで発表して来た実績があります。島の環境を自ら調べ、守ろうとする活動は将来島の自然を再生して行く上での強力な推進力となり得るでしょう。メダカが住める環境を守ると言う事は、安心して生活できる環境を守る事であり、「産廃の島」から「メダカの島」へと豊島再生に向けての新たな一歩を豊島内外のみんなが一緒に歩んで行く新しい試みでもあります。



[8月12日 唐櫃浜(王子が浜)で]



[9月5日 豊島中 出発前の班分け]



どーも！豊島中学前の用水路に住んでいるメダカです。俺たちの生きていける豊島の自然を子供たちが守ってくれているなんて、本当に嬉しいです。メダカの事で聞きたかったら t-net@poem.ocn.ne.jp にメール送ってね。

<東京都日の出町>

強制収容されたトラスト共有地

10月11日、フェンスが破壊され、トラスト共有地に重機が突入した瞬間、森が泣いた。それは、東京都民の水源地、命の森の断末魔だった。わたしたちは覚悟を決めた。

それは抵抗するよりも、わたしたち20余名を取り囲んだ圧倒的な破壊力の中にいながらも、同じゴミを出す人間同士、対立を超えた共鳴がこの森から生まれると確信したからだ。

わたしたちは、ヘルメットをかぶった大勢の人たちに、幾重にも取り囲まれて小さくなって座っていた。固くなってふるえていたわたしたちの耳に、明るいハーモニカの音色が流れてきた。手拍子が始まり、みんなの顔に笑顔が戻る。

そしてトラストの森の中での最後の集会が始まった。

1人ずつマイクが回され、それぞれの思いを語る。

でも、そのほとんどはヘルメットをかぶって立っている人たちへのメッセージだった。今まで、このトラストの森初めて訪れた人たちに、そうしてきたように、それぞれの言葉で、心を込めて語りかけた。

「水源地に巨大な処分場のあることが、どんなに危険なことか。今だけでなく、何世代か先のことまで考えて…」

「働きすぎないで。自分がやっていることを見つめる時間を持ってほしい」

「帰ったら、お風呂に入ってください。1日中ここにいて、ダイオキシンの含まれた灰をあびていたのだから」

「本当は、あなたたちと対話をしたいよ」

ヘルメットをかぶった人も、かぶっていない人も、じっと耳を傾けて聞いていた。

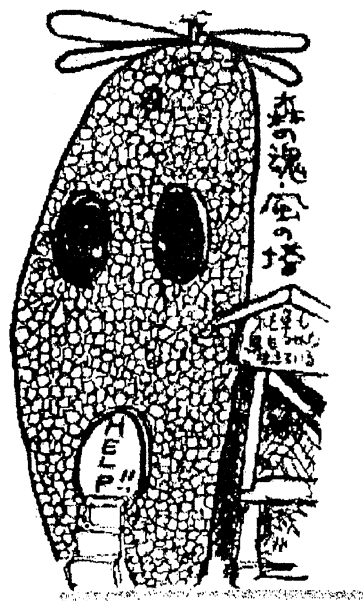
そこには森と、人間と共に奏でる音楽のようなものが流れていた。

トラストの森の中で最後に奇跡が起こった。

わたしたちの心の中に、小さな希望の灯がともっているのに気づいた。

2000年10月。東京・日の出町のトラスト共有地は強制収容されてしまった。6年前、2つめの巨大な最終ゴミ処分場の敷地内にやっとの思いで手に入れ、守り続けた森。私たちの心の支えであった森は奪われてしまった。けれど今、日の出の運動に関わってきた人たちからは前向きなエネルギーを感じている。

これで終わったのではない。これから始まるのだ。



森からトラストからトラストへ希望をつなげた日

絵／下村誠 タイトル／田島ふき
文／中村光則・渡部淑子

『かけがえのない水と豊かな自然守った』

〈東広島〉水源「田房ダム」直上流のゴルフ場建設撤回を求める住民運動
—事業者撤退し住民運動実を結ぶ—

田房ダム上流のゴルフ場建設反対協議会
事務局長 西尾俊博

—はじめに—

本件ゴルフ場の中止に向けて準備に入るとい
う意向が、本年7月17日、第14回本訴におい
て、(株)間組の代理人により明らかにされまし
た。8月28日、恋文字開発(株)は、工事廃
止届(都市計画法、宅地造成等規制法、森林法)
を東広島市、広島県に提出し、県は、これを受理
しました。私たちは、これを確認した上で、9月
26日、第15回本訴、行訴において、すべての
訴えを取り下げるに至り、事実上、裁判は終結致
しました。

多くの方々に支えられた私たちの活動は、10
数年にも及び、後半3年間の裁判闘争で、ついに
実を結び、かけがえのない水と豊かな自然を、非
常識な開発から守りきりました。

そして、今なお、計画跡地の問題を次の世代に先
送りしない形での解決を目指しています。

これまでの皆様方のご支援、ご協力に、心より
感謝申し上げますと共に、今後とも、変わらぬお
力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

—経過報告—

私たちは、思いつく出来る限りの活動をして
参りましたが、今回は、裁判のみの報告を簡単に
させていただきます。

1995年(H7年)、「環境影響評価書(案)」
の折り、私たちは、関係地域住民の過半数の反対
意見書を集め、市、県、事業者へ提出しました。
当時、東広島市長、讃岐照夫氏は、その住民の意
思を無視し、推進意見を県に挙げ、1997年(H
9年)3月27日、県は、すべての「開発許可」
を下ろしました。失意の中、10月15日、行政
不服審査請求を経て、住民314名は、3つの裁

判【仮処分、本訴、行訴(森林法、都計法)】を
同時に起こし、少し遅れて行訴(砂防法)も加え、
最終的に、判断を司法に求めました。1999年
(H11年)2月2日、一般的に、決定まで短い
と言われる「仮処分」では、約1年半かけて本訴
並の審議が繰り返され、「担保を条件に本訴1審
判決までゴルフ場の建設工事を禁止」という画期
的な住民側勝訴の決定が下りました。納めること
が不可能かと思われた担保金(1,000万円—
間組分のみ)も地元はもとより全国からご支援を
戴き、無事、3月2日、広島法務局へ供託するこ
とができました。その後、事業者の異議申し立て
により、2回の審尋を経て、「担保4,000万
円追加と工事禁止範囲変更」と、決定を改められ、
わたしたちは、それを不服とし高裁に抗告中であ
りましたが、判決が下らないまま裁判は終結しまし
た。

一方、「本訴、行訴」は、2000年(H12
年)1月19日、事業者の砂防法の工事延期申請
が前年度の3月27日を過ぎてもなされておら
ず、県が、同許可を不許可処分にしたため、裁判
所は、私たちに訴える利益を欠くに至るとして、
却下の判決を下しました。その後、河川法(普通
河川等土木工事許可)も同様に、県が、不許可処
分としたため、被告(事業者)は2つの許可を失
い、事実上、工事着工は不可能となりました。

同年7月17日、第14回、本訴に於いて、被
告は、工事断念を表明し、最終9月26日第15
回、本訴、行訴に於いて、私たちはすべての訴え
を取り下げる「取り下げ書」を裁判所へ提出し、
裁判が終結致しました。





「やっととどりに着いた今日です」。閉廷後、記者会見した原告団は長い運動を振り返った＝広島市中区の広島弁護士会館で

東広島ゴルフ場問題

住民側訴訟取り下げ

開発中止で水源守り喜び

東広島市八本松町の山間部にゴルフ場建設を計画していた文字開発（東広島市）が経済的な理由から開発の中止を表明していた問題で、住民らが同社などを相手取って建設差し止めなどを求めていた訴訟の口頭弁論が二十六日、広島地裁（田中澄夫裁判長）であった。原告の住民側は訴訟を取り下げ、被告の会社側が同意して裁判は終結した。閉廷後、反対運動を続けてきた住民からは、喜びの声と水源地の保全に向けた新たな決意が語られた。

2000年9月27日
朝日新聞



—最後に—

裁判は、終結いたしました。が、跡地が水源のために安全に保全されることが確認できなければ、私たちの真の水源を守るための運動は終わりません。ゴルフ場は撤退したが、次に産廃が、大型養鶏場がきたという話をよく聞きます。事業者は、ゴルフ場の建設を断念しましたが、その跡地のほとんどを所有しています。こうした跡地は、転売され、同じ過ちを繰り返すこととなります。私たちは、これまでの活動を無にしないためにも、何としても、出来る限り買い取って、将来にわたり、大切な水源と自然を守り抜きたいと考えております。

(2000年10月18日)

「田房ダム流域の水源の森基金」

1997年（平成9年）4月、東広島市民、約5,000人が毎日利用するかけがえのない水、その水源「田房ダム」と集水域、瀬戸内海に注ぐ黒瀬川、沼田川上流域の水源の森をゴルフ場開発から守り、山林の保全活動やトラスト資金として、多くの発起人のご指導、ご支援により、「田房ダム流域の水源の森基金」を設立致しました。趣旨をご理解戴き、カンパにご協力戴きますようお願い申し上げます。

振込先

郵便振替口座 01310-1-2416

口座名称 「田房ダム流域の水源の森基金」

連絡先事務局 伊沢恵子

〒739-0132 東広島市八本松町正力 44-154

TEL 0824-28-5868

1999年度収支報告 (1999年4月1日～2000年3月31日)・2000年度予算案

収入	費目	1999年度予算	決算	備考	2000年度予算
	前期繰越金	¥837,514	¥837,514	137,514円(振込・その他) 700,000円(定期)	¥1,089,633
	会費	¥750,000	¥460,000	団体5,000円×18口 個人2,000円×185口	¥700,000
	カンパ		¥516,069	124,659円(ふるさと大島の自然を愛する会) 100,000円(花と緑と自然環境を守る会) 171,410円(その他)	¥100,000
	事業収入		¥86,550	27,930円(活動資料 他) 58,620円(住民のみた瀬戸内海)	¥670,000
	立木バンク本会計繰入		¥179,200		
	未来の森トラスト本会計繰入		¥278,000		¥200,000
	98年広瀬トラスト現地受付分		¥57,400	700円×82口	
	トラスト精査		¥7,200	立木バンク会計より	
	受取利息		¥498		
	助成金				¥800,000
	合計	¥1,587,514	¥2,422,431		¥3,559,633

支出	費目	1999年度予算	決算	備考	2000年度予算
	事務所費	¥420,000	¥360,000	30,000円×12ヶ月	¥360,000
	事務用消耗品費	¥50,000	¥21,327		¥60,000
	通信費	¥180,000	¥144,284	41,204円(電話・FAX)53,080円(切手代他) 50,000(岡山事務局)	¥180,000
	トラストニュース	¥500,000	¥334,140	112,980円(印刷費) 19号・20号 16,800円(封筒) 204,360(発送費)	¥600,000
	総会費用	¥50,000	¥50,000	今治総会	¥50,000
	交通費	¥100,000	¥87,700		¥100,000
	プロジェクト	¥50,000 ¥30,000	¥54,483	24,483円(瀬戸内法プロジェクト) 30,000円(ゴミプロジェクト)	¥50,000 ¥30,000
	トラスト精査		¥47,880		
	立木トラスト		¥198,400	トラスト精査により	
	未来の森トラスト		¥3,000	トラスト精査により	
	支払手数料	¥4,000	¥3,359	3,155円(振込等) 204円(貸付利息)	¥4,000
	その他	¥50,000	¥28,225		¥50,000
	出版事業費				¥1,470,000
	次期繰越金	¥103,514	¥1,089,633	700,000円(定期) 121,724円(貯金) 266,700円(現金) 1,209円(振込)	¥605,633
	合計	¥1,587,514	¥2,422,431		¥3,559,633

立木バンク・未来の森トラスト収支報告

* トラスト精査については、ニュース20号参照。

収入	費目	決算	備考
立木バンク	前期繰越金	¥288,800	800円×361口(トラスト精査により△9口)
	今期入金	¥384,000	1,500円×256口
	受取利息	¥102	
未来の森トラスト	前期繰越金	¥0	
	今期入金	¥834,000	1,500円×556口
	カンパ等	¥25,000	内3,000円はトラスト精査により
	合計	¥1,531,902	

支出	費目	決算	備考
立木バンク	執行分	¥95,200	800円×119口 広島県賀茂郡豊栄町
	次期繰越金	¥398,502	800円×498口+102円
未来の森トラスト	豊島分	¥556,000	1,000円×556口
	カンパ等	¥25,000	
本会計繰入	立木バンク	¥179,200	700円×256口
(事務費)	未来の森トラスト	¥278,000	500円×556口
	次期繰越金	¥0	
	合計	¥1,531,902	

会計監査報告

1999年度、環瀬戸内海会議の会計を監査致しましたところ、すべての帳簿、証拠書類等明確に処理されており適正であることを認めます。 2000年6月

会計監査

小西良平

会計監査

坂永斗弘



環瀬戸内海会議第 11 回総会から

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇

環瀬戸内海会議第 11 回総会は結成満 10 周年にあたり、会の結成の地・広島県で開催をとの思いを快く受けとめていただき、6 月 24～25 日、東広島市を会場に開催された。

まずもって、地域あげてのゴルフ場反対運動に粘り強く周到に取り組み、慌ただしい中、開催を引き受けて下さり、会場確保から心温まるおもてなしまで、総会開催を支えて下さった東広島・田房ダム上流のゴルフ場建設反対協議会の皆様に、心よりお礼申し上げます。

なお、総会時の状況では、反対協議会は建設撤回まで後一步まで追い込み、計画は風前の灯、あにはからんや総会から 1 ヶ月もせぬうち、開発業者は計画申請取り下げを余儀なくされ終止符を打った。(この件については、別項「田房からの報告」に詳しく報告)

さて、第 11 回総会は、産廃問題への取り組みを重視してきた私たち環瀬戸内海会議にとって、きわめて異例、結成以来初めて、そして 21 世紀の環瀬戸の運動が幾度か出くわすのではと想定される事態で始まった。昨年 9 月、広島県豊栄町で産廃に反対して立木トラストを実施したことは、既に報告した通りだが(99 年 11 月、ニュース 20 号参照)その豊栄町に処分場を目論む産廃業者が会場まで押しかけてきたのだ。事前に動きがあり、予想されたことではあったが、会場にはその関係者とおぼしき数名が参入し、いささか議事進行に支障をきたしたが、結成満 10 周年の記念すべき第 11 回総会は盛会のうちに終了した。

総会は、各地からの現地報告で始まった。ゴルフ場反対立木トラストの先陣を切った愛媛県弓削町、立木トラストでゴルフ場を止めた徳島県池田町、香川県三木町、広島県

上下町、業者の動きが止まったままの東広島市松板川、産廃反対の福山市広瀬や豊栄町、多額の供託金を地域で用意してまで建設差し止め訴訟を闘う東広島市田房ダム、そして、25 年の闘いで県の謝罪を勝ち取った香川県豊島。たかが 10 年、されど 10 年、各地報告は、10 年間のトラスト運動で培われた出会い、紡ぎ合い、そして豊かな自然を次世代へ引き継ぎたいという熱い思いと確信をあらためて確認しあうものであった。

そして総会では、今年度の方針として、私たちが一昨年、第 9 回総会で定式化した、これ以上の瀬戸内海的环境破壊を食い止める手だてとして、1. 埋め立ての全面禁止、2. 海砂利採取の全面禁止、3. 産業廃棄物の持ち込み禁止の早期実現、そして「瀬戸内法」の改正強化を確認した。

また、豊島未来の森について、6 月 6 日公害調停最終合意が成立、産廃の島外撤去＝直島処理への方向は決まったが、完全撤去には 2017 年まで 16 年余りを必要とし、スタート地点に立ったに過ぎないという情勢を確認した。そして豊島の現状を把握することを目的に数次の生態調査を実施するとともに、豊島の自立・再生と公正かつ適正な産廃処理の監視のため、「未来の森トラスト」は、ますます大きな役割を果たしていくことを確認した。

私たち一人一人が「未来の森」のメッセンジャーとして、より自覚的にトラストへの参加を呼びかけるとともに、会員の持てるチャンネルを通して無数の市民団体にもあらためて積極的なかわり、「豊島未来の森トラスト」への協力を要請していくことを誓い合った。

2000年度 環瀬戸内海会議役員

代表	阿部 悦子 (愛媛)				
副代表	青木 敬介 (兵庫)	工藤 政幸 (徳島)	倉橋 澄子 (東京)		
	実原 進 (広島)	原戸 祥次郎 (広島)	三木 雅博 (香川)		
幹事	石井 亨 (香川)	石川 美智 (島根)	上元 勝太郎 (広島)		
	田中布由子 (愛媛)	那須 澄雄 (香川)	西村 敏 (島根)		
	服部 豊 (兵庫)	前田 俊英 (岡山)	山本 安民 (岡山)		
	吉田 徳成 (広島)	岸野 博史 (大分)			
監査	小西 良平 (岡山)	坂永 年弘 (広島)			
事務局長	松本 宣崇 (岡山)	事務局 愛媛事務局	木村 伸樹	東京事務局	倉橋 澄子
顧問	林 勤 (広島)	藤岡 義隆 (広島)	船木 高司 (熊本)		
	古澤 昭 (広島)	山田 國廣 (大阪)	湯浅 一郎 (広島)	依田 彦三郎 (埼玉)	

11月26日(日) 2000年秋の豊島集会へ参加しよう!!

6月6日豊島公害調停成立後
はじめての豊島集会です。ぜひご参加下さい。

10:00 未来の森 石碑除幕

<石碑について>

1996年から始まった豊島未来の森トラスト。
オーナーの皆さんからは、3,100口のお申込
をいただき、775本の樹にオーナーの札がか
けられました。家浦港の公園に「未来の森発
祥の地」の石碑を建てることになりました。
豊島石で、上口石材さんのご好意によるもの
です。

10:30 未来の森植樹・産廃不法投棄現場見学
ドングリ拾いハイキング・サイクリング・つる細工など
(ドングリ銀行臨時支店が開設されます)

12:30 ミニコンサート
みよししんじ・矢野南

13:00 (報告とあいさつ)
豊島活性化プラン推進協議会
豊島は私たちの問題ネットワーク
環瀬戸内海会議

13:20 中山千夏&小室等ジョイントライブ
(無料)

16:00 集会終了



= 事務局より =

6月に行われた東広島での総会は、瀬戸内トラストから10周年を
迎えて、10年分の活動の広がりや重さを感じさせるものでした。この
10年間環瀬戸内海会議を支えてきて下さったオーナーの皆さん
のお力に感謝しました。これからもよろしくお願ひします。

豊島未来の森トラストの歌「未来の森の木」(作詞:阿部悦子 作
曲:矢野南)のCD(全7曲)ができました。ご希望の方は事務局まで
ご連絡下さい。定価1,500円(送料別)。

松山市に事務所をおいてから1年以上になります。次号のニュース
発行は新世紀になります。ホームページとニュースをより良いものに
していきたいと考えています。ニュースの作成・発送などの作業を手
伝っていただける方はご連絡下さい。(木村)

豊島(豊島家浦港)へのアクセス 岡山県側からのフェリー

(小豆島フェリー TEL0879-62-1348)
宇野港発 8:35、11:10、
(豊島家浦港まで約40分)

香川県側からのチャーター便

高松港発 8:45 (8:15 受付開始)
帰り 17:30 (高松港着) 料金2,000円
チャーター便ご利用の方は、
代表者のお名前・年齢・住所・TEL、同伴者
のお名前・年齢、自転車・バイクを乗せる方はそ
の台数をご記入の上、FAX または往復はがき
でお申込下さい。詳しい集合場所などご連絡し
ます。
豊島ネット内「豊島へ行こう2000」
住所 〒760-0017 香川県高松市
番町2-4-15 FAX087-832-5188



環瀬戸内海会議 瀬戸内法改正プロジェクト

住民が見た瀬戸内海

シンポジウムin松山

日時 2001年1月14日(日)

PM1:00~4:00

場所 松山市総合コミュニティーセンター
(愛媛県松山市湊町7-5 TEL089-921-8222)

内容 「住民が見た瀬戸内海」執筆者による
シンポジウム

前日の1月13日(土)、松山市に宿泊を希望される
会員の方は12月上旬までにご連絡下さい。

瀬戸内海沿岸住民による危機的状況の白書
住民が見た瀬戸内海(編者 環瀬戸内海会議)

1冊2,000円(定価)+300円(送料)

申込先 環瀬戸内海会議事務局

TEL/FAX089-915-0968